

社会福祉法人 五霞町社会福祉協議会嘱託職員に関する規則

平成16年 1月26日

五社協規則第 1 号

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会（以下「本会」という。）嘱託職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、本会就業規程及び労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(任用期間)

第2条 この規則に定める嘱託職員の任用は単年度とし、業務の必要により任用期間を更新するときは嘱託職員雇用契約書（様式1）により毎年4月1日付けで行う。ただし、必要に応じて契約を更新することができる。

(休暇の種類)

第3条 休暇の種類は、年次休暇及び療養休暇、特別休暇とする。

(年次休暇)

第4条 年次休暇は、1年について4月1日に在職する嘱託職員に対しては20日を、4月2日以後新たに採用された嘱託職員に対しては、別表1の定めにより与える。

(年次休暇の時効)

第5条 年次休暇を請求する権利は、2年間これを行わないときは、時効により消滅する。

2 前項の規定による年次休暇の時効の起算日は、その年度の4月1日とする。

(療養休暇)

第6条 療養休暇は、公務による負傷又は疾病のため療養を要する場合は6ヶ月以内、私事による負傷又は疾病のため療養を要する場合は、3ヶ月以内において必要と認める期間を与えることができる。

(特別休暇)

第7条 本会就業規程により特別休暇を与えることができる。

(給与の種類)

第8条 この規則に定める嘱託職員の給与は、次のとおりとする。

- (1) 給料
- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 夜間勤務手当
- (8) 期末手当

(初任給・昇格・昇給等)

第9条 新たに採用する嘱託職員の初任給の決定は別表2の定めによるほか、本会職員給与等に関する規程(以下「給与規程」という。)によるものとする。

2 昇格、昇給等についても前項と同様とする。

(給料表)

第10条 給料の額は、本会給与規程により支給する。

2 嘱託職員の給料支給の上限は240,000円とする。

3 前項の規定に関わらず、再任用の職員にあっては上限は260,000円とする。

(通勤手当)

第11条 嘱託職員に、本会給与規程により通勤手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第12条 嘱託職員に、本会給与規程により時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第13条 嘱託職員に、本会給与規程により休日勤務手当を支給する。

(夜間勤務手当)

第14条 嘱託職員に、本会給与規程により夜間勤務手当を支給する。

(期末勤勉手当)

第15条 期末勤勉手当は、正規職員同様に基準日に在職する嘱託職員に対し支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月期には給料月額に100分の65を12月期には100分の80を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の額は、給与月額に100分の37.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 期末勤勉手当に係る認定は、本会給与規程によるものとする。

5 前各号に関わらず、再任用の職員にあっては退職金の支給はされないものとする。

(退職)

第16条 嘱託職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日をもって退職し、嘱託職員としての身分を失う。

(1) 退職を願い出て、その承認があったとき

(2) 死亡したとき

(3) 定年に達したとき

(4) 休職期間が満了しても復職できないとき

(5) 雇用期間を定めて雇用した者の期間が満了したとき

2 嘱託職員が退職しようとするときは、30日前に理由を具して退職願を書面で提出しなければならない。

3 退職願を提出した嘱託職員は、退職が決定し退職に至る日までは引き続き従前の職務に従事しなければならない。

4 退職が決定した嘱託職員は、就業規程第10条に規定することにより退職に至る日までに業務の引き継ぎを完了させ業務に支障が出ないようにしなければならない。

(定 年)

第17条 嘱託職員の定年は、60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。ただし、本人が引き続き勤務することを希望する場合は、退職金を精算したうえで、嘱託職員又はパートタイマー、臨時の職員として、65歳に達した日以後における最初の3月31日まで再雇用する。

2 契約は1年ごとの更新契約とし、雇用条件等についてはその都度本人と協議の上、決めるものとする。

(解 雇)

第18条 嘱託職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

- (1) 勤務成績または業務能率が著しく不良で、職員としてふさわしくないと認められたとき
- (2) 精神または、身体の障害により業務に耐えられないと認められたとき
- (3) 刑事事件関連し、その刑が確定したとき
- (4) やむを得ない理由により社協の事業を縮小したとき
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき

2 前項の規定により嘱託職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。

(退職金)

第19条 嘱託職員が在職1年以上で退職及び解雇になった場合は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度による退職金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず本会就業規程第44条第2項第4号に該当する場合は、退職金を支給しない。

(委 任)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

この規則は平成16年4月1日より施行する。

従前の社会福祉法人五霞町社会福祉協議会嘱託職員（地域ケアコーディネーター
同（ホームヘルパー）の勤務に関する内規（平成7年4月1日施行）は廃止する。

付 則

この規定は平成20年4月1日より施行する。

付 則

この規定は平成22年4月1日より施行する。

付 則

この規定は平成24年4月1日より施行する。

付 則

この規定は平成26年4月1日より施行する。

付 則

この規定は平成28年4月1日より施行する。

付 則

この規定は平成29年1月1日より施行する。